

平成 29 年 12 月 26 日

近畿青年税理士連盟

代表幹事 森岡 崇 様

意見書（控）の返送について

日頃より、地方税行政に格別の御支援と御協力を賜り、  
誠にありがとうございます。

平成 29 年 12 月 26 日付けで意見書を拝受いたしましたの  
で、意見書（控）を返送いたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

<担当>

総務省自治税務局市町村税課

TEL : 03-5253-5669

控

平成 29 年 12 月吉日

総務大臣 野田 聖子 殿

近畿青年税理士連盟  
代表幹事 森岡



〒540-0036 大阪市中央区船越町 1 丁目 1-11

大手前ハウス 202 号室

<http://www.kinki-aozei.jp/>

## 特別徴収税額決定通知書への個人番号の記載についての意見書

私たち近畿青年税理士連盟は、近畿二府四県の約 1000 人の税理士が所属する任意団体です。会員相互の親睦と研鑽を図りつつ、納税者の権利を護り、租税制度の改善と税理士制度の発展を図ることを目的として活動しています。

さて、平成 29 年度の住民税特別徴収税額決定通知書には個人番号（マイナンバー）が記載されており、その記載方法や郵送方法などについては各自治体によって取扱いが異なっていました。私たちは、個人番号制度の意義、必要性、問題点等を考える上で、まずは各自治体がどのような取り扱いをされているのか現状を把握するために、平成 29 年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの間に、近畿二府四県の 198 の市町村に対してアンケート調査を実施し 160 の市町村から回答を得ました。

このアンケート結果からも分かるように、各市町村の発送方法が予算を確保できない等の理由により統一されておらず、普通郵便で発送している市町村も多数存在することから、個人番号の漏洩等のリスクや誤発送のリスクを完全に排除できず、このような状況で法律の定めにより個人番号の記載を強制することは事業者及び市町村の双方に多大な負担を強いることになっています。また、実際に特別徴収税額決定通知書の誤送付等によりマイナンバーが漏洩するという事態も生じています。

平成 29 年 12 月 14 日に公表された平成 30 年度税制改正大綱によると「書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととする。」ことになりましたが、そもそも事業者は、従業員から扶養控除等申告書で個人番号を収集しており、市町村から事業者に対してマイナンバーを記載した特別徴収税額決定通知書を送付する必要性はないはずです。

以上のことから当連盟は、当面記載を行わないのではなく、平成 30 年度より特別徴収税額決定通知書にマイナンバーを今後永久に記載しないことを要望します。

